政令第四百四十号

農地法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第五十号）及び農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（農地法施行令の一部改正）

第一条　農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条を削る。

第三条中「法」を「農地法（以下「法」という。）」に改め、同条を第一条とし、同条の前に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章　権利移動及び転用の制限等（第一条―第十九条）

第二章　利用関係の調整等（第二十条―第二十六条）

第三章　遊休農地に関する措置（第二十七条）

第四章　雑則（第二十八条―第三十六条）

附則

第一章　権利移動及び転用の制限等

第四条及び第五条を削る。

第六条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同条第二項第一号中「第七十二条の八第一項第二号」を「第七十二条の十第一項第二号」に改め、同条第三項第二号中「下る」を「下回る」に改め、同条を第二条とする。

第七条及び第八条を削り、第九条を第三条とする。

第十条第一項中「第四条第二項第一号に」を「第四条第六項第一号に」に改め、同項第一号中「第四条第二項第一号イ」を「第四条第六項第一号イ」に、「すべて」を「全て」に改め、同項第二号中「第四条第二項第一号ロ」を「第四条第六項第一号ロ」に改め、同号へを次のように改める。

へ　次のいずれかに該当するものであること。

(1)　農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）第五条第一項又は第二項の規定により定められた同条第一項に規定する実施計画に基づき同条第三項第一号に規定する工業等導入地区内において同項第四号に規定する施設を整備するために行われるもの

(2)　総合保養地域整備法（昭和六十二年法律第七十一号）第七条第一項に規定する同意基本構想に基づき同法第四条第二項第三号に規定する重点整備地区内において同法第二条第一項に規定する特定施設を整備するために行われるもの

(3)　多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）第十一条第一項に規定する同意基本構想に基づき同法第七条第二項第二号に規定する重点整備地区内において同項第三号に規定する中核的施設を整備するために行われるもの

(4)　地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第八条第一項に規定する同意基本計画に基づき同法第二条第二項に規定する拠点地区内において同項の事業として住宅及び住宅地若しくは同法第六条第五項に規定する教養文化施設等を整備するため又は同条第四項に規定する拠点地区内において同法第二条第三項に規定する産業業務施設を整備するために行われるもの

(5)　その他地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（土地の農業上の効率的な利用を図るための措置が講じられているものとして農林水産省令で定めるものに限る。）に従つて行われるものであつて農林水産省令で定める要件に該当するもの

第十条第二項中「第四条第二項第二号」を「第四条第六項第二号」に改め、同条を第四条とする。

第十一条の前の見出しを削り、同条中「第四条第二項第一号ロ」を「第四条第六項第一号ロ」に改め、同条を第五条とし、同条の前に見出しとして「（良好な営農条件を備えている農地）」を付する。

第十二条中「第四条第二項第一号ロ」を「第四条第六項第一号ロ」に改め、同条を第六条とする。

第十三条中「第四条第二項第一号ロ(1)」を「第四条第六項第一号ロ(1)」に改め、同条を第七条とする。

第十四条中「第四条第二項第一号ロ(2)」を「第四条第六項第一号ロ(2)」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（指定市町村の指定等）

第九条　法第四条第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、市町村の申請により行う。

2　農林水産大臣は、前項の申請をした市町村が次に掲げる基準の全てに適合すると認めるときは、指定をするものとする。

一　当該市町村において確保すべき農地及び採草放牧地の面積の適切な目標を定めていること。

二　前号の目標を達成するために必要な農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策を適正に実施していること。

3　農林水産大臣は、指定をするため必要があると認めるときは、第一項の申請をした市町村の属する都道府県の知事の意見を聴くことができる。

4　農林水産大臣は、指定をしたときは、直ちに、その旨を、告示するとともに、第一項の申請をした市町村及び当該市町村の属する都道府県に通知しなければならない。

5　農林水産大臣は、指定をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、第一項の申請をした市町村に通知しなければならない。

6　指定があつた場合においては、その指定の際現に効力を有する都道府県知事が行つた許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又は現に都道府県知事に対してされている許可の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、当該指定により当該指定の日以後指定市町村の長が行うこととなる事務に係るものは、同日以後においては、当該指定市町村の長が行つた処分等の行為又は当該指定市町村の長に対してされた申請等の行為とみなす。

7　指定市町村の長は、農林水産省令で定めるところにより、第二項第一号の目標の達成状況及び指定により当該指定の日以後当該指定市町村の長が行うこととなつた事務の処理状況について、農林水産大臣に報告しなければならない。

8　農林水産大臣は、指定市町村が第二項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消すことができる。

9　第三項、第四項及び第六項の規定は、指定の取消しについて準用する。この場合において、第三項中「第一項の申請をした市町村」とあるのは「当該指定の取消しに係る指定市町村」と、第四項中「、告示するとともに、第一項の申請をした市町村」とあるのは「告示するとともに、その旨及びその理由を当該指定の取消しに係る市町村」と、第六項中「都道府県知事」とあるのは「指定市町村の長」と、「指定市町村の長」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

10　指定又はその取消しの日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

11　前各項に規定するもののほか、指定及びその取消しに関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第十五条及び第十六条を削り、第十七条を第十条とする。

第十八条第一項第一号中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号中「第十条第一項第二号へ」を「第四条第一項第二号へ」に改め、同号イ中「第十条第一項第二号イ」を「第四条第一項第二号イ」に改め、同号ロ中「第十条第一項第二号ロ」を「第四条第一項第二号ハ」に改め、同号ホ中「第十条第一項第二号ホ」を「第四条第一項第二号ホ」に改め、同条第二項中「第十条第一項第二号へ」を「第四条第一項第二号へ」に改め、同条を第十一条とする。

第十九条の前の見出しを削り、同条を第十二条とし、同条の前に見出しとして「（良好な営農条件を備えている農地又は採草放牧地）」を付する。